

島根地方最低賃金審議会 第436回会議 議事録

- 1 日 時 令和6年7月30日（火） 午後1時30分～午後2時25分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席5名 定数5名
使用者代表委員 出席4名 定数5名
- 4 主要議題 ○中央最低賃金審議会「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達及び「令和6年賃金改定状況調査結果」について
○最低賃金と生活保護の乖離額について
○島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について

【会 長】 ただ今から島根地方最低賃金審議会第436回会議を開会します。
まず、事務局は本日の配付資料の確認をして下さい。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしています資料等につきまして、ご確認をお願いします。

会議次第が1枚、会議資料その1として青インデックスのナンバー1からナンバー5まで綴じたものをお配りしていますのでご確認をお願いします。

資料ナンバー1が中央最低賃金審議会から7月25日に答申のありました「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」の答申文で19枚ものです。

資料ナンバー2が「令和6年賃金改定状況調査結果」で6枚ものです。資料ナンバー3が「生活保護と最低賃金」で3枚ものです。

資料ナンバー4が2件の意見書で、島根県労働組合総連合、しまね労連からの意見書で2枚もの、島根県自治体労働組合総連合、しまね自治労連からの意見書で2枚ものです。

資料ナンバー5が島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会委員名簿で1枚ものです。

その他、資料その2、赤のインデックスの資料は、前回お配りしております資料の差し替え分となっております。

事務局からの提出資料は以上です。

【会 長】 事務局から、定足数について説明して下さい。

【指導官】 委員の出席状況等について、ご報告します。

本日は、使用者側委員の福田委員から、欠席の連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことをご報告します。

【会 長】 事務局から、本日の会議の公開について説明をお願いします。

【指導官】 本日の会議及び議事録につきましては、前回第435回審議会で決定したとおり公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月19日から7月26日まで掲示いたしました結果、傍聴希望者は4名で、本日3名が傍聴されていますのでご報告いたします。

【会 長】 それでは会議次第の2番目、「中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果」について事務局から説明をお願いします。

【室 長】 お手元の資料の青いインデックスの資料ナンバー1「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」答申をご覧ください。

令和6年6月25日厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会長に諮問が行われ、その後5回の目安小委員会を開催し、小委員会報告が取りまとめられ、7月26日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に答申が行われました。

答申の内容につきましては、昨年度同様中央最低賃金審議会の内容が地方最低賃金審議会へ確実に伝わるよう要望されたことを踏まえた対応として、中央最低賃金審議会の藤村会長により伝達を目的としたビデオメッセージが届いておりますので、委員の皆様にはこれを視聴していただくことにより、目安答申の伝達とさせていただきます。

それでは、ビデオをご覧ください。

(ビデオ視聴開始)

【藤村会長】 皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に

関する全員協議会報告の中で、目安の位置付け、その趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受けまして、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会の方で取りまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といいますのは、昨年に続きまして2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思っております。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思っております。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思っております。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際に、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会では目安を示すこととなっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められております。近年の配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さらに次に、目安の位置付けについて、詳しく申し上げたいと思っております。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思っております。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれ

ば、目安を上回ることも、或いは目安を下回ることも十分にあり得るものと理解しております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では、次に令和6年度目安のポイントについてお話しをしておきたいと思っております。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき、納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思っております。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっております。前年に引き続き高い水準となっております。

消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。

また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①、②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになり、平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6~9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限ってみた上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、或いは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①、②、③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されて

おります。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円・4.6%、Bランク50円・5.2%、Cランク50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、中々受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられるというふうに認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことが出来るように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされており、この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところがございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、ともかく今年度もよろしくお願ひいたします。

(ビデオ視聴終了)

【室長】 以上が令和6年度の最低賃金改定の目安額についての説明となります。

【部会長】 それでは続けて会議次第の3番で、最低賃金と生活保護の乖離額について事務局から説明してください。この事務局説明後に次第2と3について審議を行います。

【室長】 続きまして、令和6年賃金改定状況調査結果について、青いインデックスの資料のナンバー2になりますのでご覧ください。

この資料の1ページ目の概略を説明します。調査時期は令和6年6月でございます。調査産業、対象産業は、(ア)製造業から(キ)サービス業までの7つの産業を対象としております。

調査事業所は、全国16,373事業所で、そのうち集計事業場は5,149事業所、集計労働者数は29,463人。このうち令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍した労働者数は24,639人で83.6%となっております。

調査項目は、令和5年6月及び令和6年6月における労働者の月間所定労働日数、1日の所定労働時間数及び労働者の基本給額、諸手当について調査

をしております。賃金改定状況については、令和6年1月から6月までのものを調査しております。

調査結果につきましては、3ページ目に「第1表賃金改定実施状況別事業所割合」から、8ページ目の第4表③一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率に令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍した労働者を対象とした集計までの6つの表にまとめられているというものでございます。

この他、参考1、参考2及び付表が付けられています。付表のすべての表について、AからCの3ランクに区分されて取りまとめられているというものです。

それでは早速、第1表から順に説明いたします。3ページ目でございます。「第1表賃金改定実施状況別事業所割合」でございます。これは賃金改定を実施したのか、実施しないのか、或いは予定はあるのか、そういった割合が記載されているものでございます。

島根県が属するBランクについて、こちらの表の産業計を見て行きますと、1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所割合は、43.4%です。

令和5年のBランクは44.1%でしたので、Bランクについては若干減少しているというところでございます。ちなみにCランクも見ますと42.4%となっており、昨年との割合の変動はありませんでした。

続いて、賃金引下げを実施した事業所は0.5%、令和5年のBランクが0.6%、Cランクも0.6%となっております。そして、改定を実施しなかった事業所は41.6%、令和5年のBランクが37.7%、Cランクが38.2%でしたので、改定を実施しない事業所はBランクについて若干増加しているというふうな結果になっているということです。

それでは続いて、第2表の方に移ります。第2表につきましては、Bランクの一番左を見ていきますと、産業計で4.5%とありますが、6月までに賃上げを実施した事業所の平均を表しています。

続いて第3表にいきます。第3表は調査対象となった賃上げ実施事業所がどの引上げ率で分布しているかを表しております。この第3表の上段左側のBランクの産業計を見ていきますと、中位数を3.2として、上位4分の1と下位4分の1を除いた真ん中の半数の事業所が1.6%から5.2%の範囲で分布しており、分散係数が0.56ということは、ほぼ真ん中を中心とした極端ではない分布をしていることを表しています。分散係数これが小さければ小さいほど真ん中の分布の山が狭く高くなっていくものでございます。

次に、第4表に移ります。第4表ですけれども、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率について、こちらの①男女別内訳、②が一般・パー

ト別内訳、③が令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計となっています。

この第4表のまず①の産業計男女計と②の産業計一般・パート計は同じ値で、Bランクの賃金上昇率は2.4%の上昇でした。

昨年度から加えられました③の「令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計」ではBランクの賃金上昇率は2.9%の上昇でした。

参考1及び2並びに付表については、それぞれの題目によって集計されています。

以上が賃金改定状況調査結果の説明でございました。

【会長】 それでは続けて、会議次第の3番目、最低賃金と生活保護の乖離額について事務局から説明して下さい。この事務局説明後に次第の2と3について、審議を行います。

【室長】 それでは引き続いて、青いインデックスの資料のナンバー3を生活保護と最低賃金の状況についての説明をいたします。

平成19年の最低賃金法の改正で「最低賃金決定要素の生計費が生活保護を下回らないよう配慮する」旨の条項が新設されたことによって、毎年度その確認を行っているものでございます。

それでは、資料ナンバー3の表紙をめくっていただいて、1ページ目、生活保護と最低賃金の全国の状況のグラフをご覧ください。三角の点線が生活保護でございます。そして、ひし形の実線が最低賃金額を示しているというものでございます。生活保護と最低賃金とも令和4年度のデータと比較しておりますけれども、この表のとおり、島根県を含む全都道府県において最低賃金額が生活保護を上回っているというふうな状況でございます。

続いて2ページ目に移りますと、最低賃金データを令和5年度にして引き直したグラフになっております。

それでは続いて3ページをご覧ください。3ページ目は都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額が記載されております。島根県は令和4年度の島根県最低賃金と生活保護の乖離額、これが209円、令和5年度は最低賃金の引上げ額が47円でしたので、現時点で256円の乖離でそれぞれ島根県最低賃金が生活保護を上回っているというふうな結果になっております。

この計算方法ですけれども、資料ナンバー3の最終ページをご覧ください。島根県における生活保護費と最低賃金額の月額換算額との乖離額のデータ

表がついております。

最低賃金との比較に応じる生活保護費を大まかに説明させていただきます。「生活扶助基準」と「住宅扶助実績値」、こちらを合計したものでございます。最低賃金と比較に応じる生活保護費というのは、大まかにいうと生活扶助基準と住宅扶助実績値を合計したものとなっております。生活扶助基準は食費、被服費、光熱費などに相当するもので定額給付でございます。住宅扶助費は実際の家賃に相当するもので、決められた限度額内での実額給付でございます。衣類や被服などの個人的経費の1類費及び光熱水量費などの世帯的経費の2類費などを合計した生活補助基準が72,074円、住宅扶助実績値が18,781円になっており、その合計額が生活保護費ということで月額90,855円です。これに対して最低賃金の月額換算額は、令和4年度の最低賃金時間額857円に月の法定労働時間173.8時間と令和4年度の可処分所得割合0.807を乗じた120,200円になります。

よって、生活保護費の月額90,855円と最低賃金の月額換算額120,200円との乖離額は29,345円となっているということでございます。

これを月法定労働時間173.8と、可処分所得割合0.807で除したものが小数点切り上げで209円となって、最低賃金が1時間当たり209円上回っているというところがございます。この209円に令和4年度の島根県最低賃金引上げ額の47円を加えると現在の最新の乖離額は256円となるというものでございます。

以上が最低賃金と生活保護の説明となります。

【会 長】 事務局より、議題の2「中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果について」、それとあと議題の3「最低賃金と生活保護の乖離額について」の説明がありました。

これから各議題について、ご質問、ご意見等審議を行います。

まず、議題の2の「中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果について」ですが、委員の皆様からご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(「ありません。」)

【会 長】 続いて議題の3、「最低賃金と生活保護の乖離額について」委員の皆様から、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは次に、会議次第の4番目の「島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について」事務局から説明をお願いします。

【室 長】 島根県最低賃金の改正諮問を受けまして、7月9日付けで関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行ったところ、7月24日付けで島根県労働組合総連合、島根県自治体労働組合総連合から意見書の提出があったところでございます。

意見内容につきましては、青インデックス資料のナンバー4のとおりでございます。

島根県最低賃金の改正審議にあたり、本日は、しまね労連の加藤事務局次長が意見陳述を希望しておられますけれども、本日の方はちょっとご準備がまだ整っていないということですので、この辺りにつきまして、次回の専門部会の方で意見陳述を行いたいというふうなご希望がございますけれども、その辺りにつきまして会長様の方でお願いいたします。

【会 長】 それでは、意見の申出について、意見書の提出はあったようですけれども、本日の意見陳述の準備がまだ整っていないということですので、次回の専門部会での意見陳述を希望しておられるということですが、そのような形にしてよろしいでしょうか。ご意見なんかがございますか。いいでしょうか。

(「良いです。」)

【会 長】 それでは、そういった形でさせていただきたいと思います。

では、次回にしたいと思います。

続きまして、会議次第の5番目、その他ですが、委員の皆様何かありますかでしょうか。

事務局からありますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 事務局から何かありますでしょうか。

【室 長】 それでは、事務局の方から2点ほど報告がございます。

まず、報告の1点目ですけれども、前回の第435回本審議会における改

正決定の諮問を受けまして、令和6年7月9日から7月24日まで専門部会委員の推薦公示を行ないましたところ、労働者代表委員につきましては7名、使用者代表委員につきましては3名の候補者の推薦がございました。これら候補者の中から、同様の青インデックス資料ナンバー5「島根県最低賃金専門部会委員名簿」のとおり、7月26日付けで任命させていただきましたのでご報告いたします。

そして、報告の2点目といたしまして、前回の第435回本審議会の閉会後に実施しました事業場視察についてでございます。当日は豪雨の中、道路事情が大変な状況であって皆さまにはとても申し訳ない環境でございました。食料品製造業の会社の概要や工場の見学を行った後の意見交換等、委員の質問に対しまして視察先の労働者の方や使用者の方から丁寧、率直にお答えがいただけまして、有意義な視察となったことを報告しておきます。以上でございます。

【会 長】 それでは最後に、今後の審議会について説明いたします。

島根県最低賃金については、審議会令第6条第5項により「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、これを適用することが先の審議会で議決されております。

審議会での議決が不要になる場合は、運用として「専門部会において全会一致で議決された場合に限る。」こととされておりますので、専門部会で全会一致とならなかった場合には専門部会の決議後に改めて本審議会を開催することになります。

専門部会が全会一致でなかった場合に開催するこの本審議会につきましては、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用して会議は非公開に、また審議会運営規程第7条第2項但し書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することとしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【会 長】 それでは異議がなければ非公開といたします。

次に、島根地方最低賃金審議会が結論を得て、局長に意見を提出した場合、答申を行った場合、局長は審議会の意見の要旨を公示し、異議等意見があれば関係労使から申出がされることとなります。この異議申出があった場合には、審議会を開催することとなります。この異議申出にかかる審議会におき

まして、異議申出者が意見陳述を希望された場合には、第435回本審での決定のとおり意見陳述を認めることとしますので、ご了承下さい。

なお、三者による異議申出に係る審議の公開については、採決を除き公開とし、議事録を公開することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、異議がなければ採決を除き三者による協議は公開といたします。以上が今後の審議会等の取り扱いとさせていただきます。

それでは本日の審議会は以上となりますが、最後に皆様方から何かありませんでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 ないようでしたら、以上をもちまして第436回審議会を閉会します。ありがとうございました。